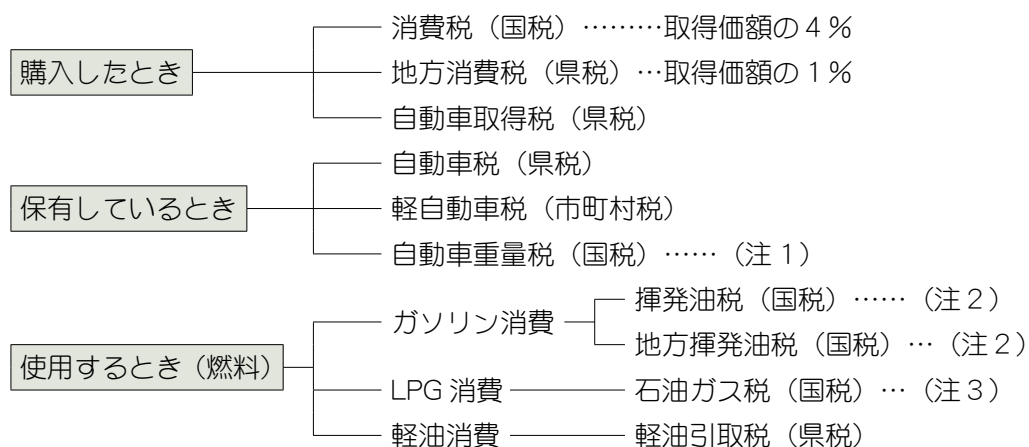


自動車と税

◆自動車関係税の種類



（注1）

◎自動車重量税

自動車検査証の交付を受けるときにかかります。

車検証の有効期間 3年	乗用自動車	低公害車等		エコカー減免対象
		低公害車等以外		車両重量0.5トンごとに12,300円
	軽自動車	低公害車等		エコカー減免対象
		低公害車等以外		9,900円
車検証の有効期間 2年	乗用自動車	低公害車等		エコカー減免対象
				エコカー減免の適用なし→車両重量0.5トンごとに5,000円
		低公害車等以外	—	車両重量0.5トンごとに8,200円
			初度登録から13年経過	車両重量0.5トンごとに10,000円
	軽自動車	低公害車等以外	初度登録から18年経過	車両重量0.5トンごとに12,600円
		低公害車等		エコカー減免対象
				エコカー減免の適用なし→5,000円
車検証の有効期間 1年	乗用自動車	低公害車等		エコカー減免対象
				エコカー減免の適用なし→車両重量0.5トンごとに2,500円
		低公害車等以外	—	車両重量0.5トンごとに4,100円
			初度登録から13年経過	車両重量0.5トンごとに5,000円
			初度登録から18年経過	車両重量0.5トンごとに6,300円

※この表は、自家用自動車に対するものです。営業用自動車は自家用のものより軽い税率です。

※平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に実施された減免措置に引き続き、平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間、いわゆる低公害車等について、**最初に受ける新規検査又は継続検査等（自動車検査証の交付等）の際に納付すべき自動車重量税が減免**されます。どのメーカーのどの車種（商品名）がその対象になるかということに関しましては、各自動車メーカーの窓口にお問い合わせください。

(注 2)

◎揮発油税・地方揮発油税

ガソリン価格の中に含まれている税で、道路に関する費用等に使われます。

揮 発 油 税	ガソリン 1 ℓにつき	48.6円
地方揮発油税	〃	5.2円
計		53.8円

※地方揮発油税は全額地方団体に譲与されます。

※揮発油には、製造場から出荷される際に揮発油税及び地方揮発油税（以下「揮発油税等」といいます。）の特例税率（53.8円/ℓ）が課税されていますが、揮発油の平均小売価格が連続 3 か月にわたり 160円/ℓ を超えることとなった場合には、特例税率の適用が停止され、揮発油税等の本則税率（28.7 円/ℓ）が適用されることとなります。

その後、揮発油の平均小売価格が連続 3 か月にわたり 130円/ℓ を下回ることとなった場合には、特例税率の適用が再開されることとなります（いわゆる「トリガー条項」）。

※「トリガー条項」については、東日本大震災の復旧及び復興の状況を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされています。

(注 3)

◎石油ガス税

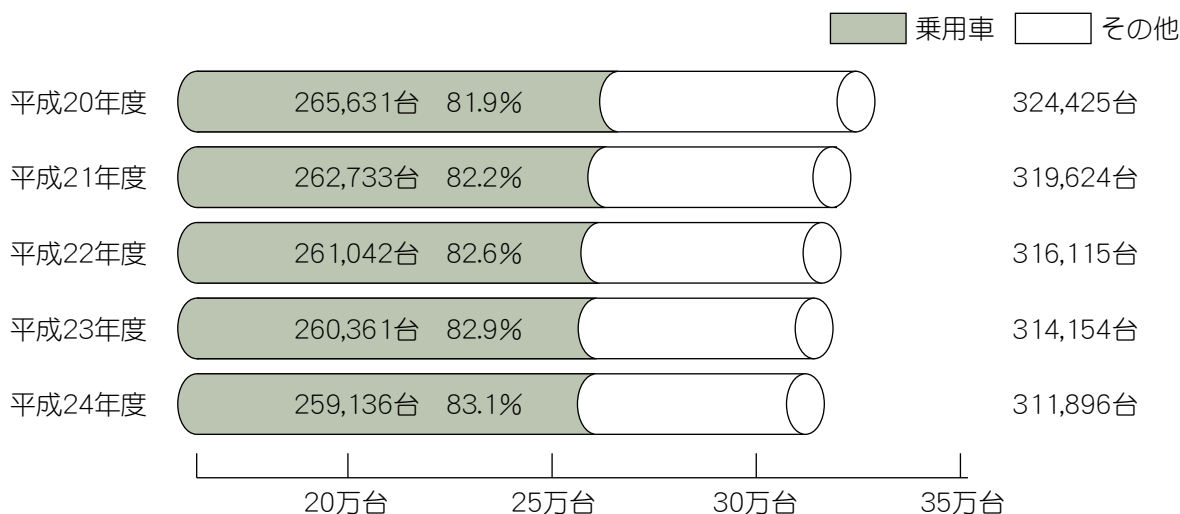
タクシー等の自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスの価格の中に含まれる税で、道路に関する費用等に使われます。

石油ガス 1 kg 当たり 17.5 円

※石油ガス税の収入額の 2 分の 1 が地方公共団体に譲与されます。

◆徳島県の自動車登録台数の推移

(各年度末現在の台数・大型特殊車、軽自動車を除く)



自動車税のトラブルを防止しましょう。

新たに自動車をお持ちになる方は

友人などから自動車を譲り受けたときは、必ず運輸支局で**移転登録**をしましょう。

登録がそのままになっていると、前の所有者に自動車税がかかり、迷惑をかけます。

壊れて動かなくなった自動車をお持ちの方は

1日も早く運輸支局で**抹消登録**をしましょう。

この登録をしないと使用できない車にいつまでも自動車税がかかります。既に納付済の場合は、抹消の登録をすれば翌月からの税金が還付されます。

自動車を手放す方は

自動車を売ったり、下取りに出したり、解体したりするときは、必ず運輸支局で**移転又は抹消の登録**をしましょう。

自動車税は、毎年4月1日現在登録されている所有者にかかります。これらの登録がされていないと実際には自動車を持っていなくても、自動車税がかかります。

年度の途中で抹消登録をした場合は、その翌月から3月までの月割分が減額され、還付されます。

転居される方は

住所変更の登録をしましょう。

住民票を移しただけでは、車検証の住所は変わりません。